



共同実施日より
令和6年1月16日発行

【発行責任者】
宇部市小・中学校事務共同実施会
統括長 森田成寿

令和5年度の給与改定について

令和5年度給与改定等に係る改正がありました。

1 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給（行政職）を1.05%上げるよう、行政職給料表を改定。その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定（人材確保の観点等を踏まえ、初任給や若年層に重点を置いて引上げ）

2 諸手当の改定（期末手当・勤勉手当）

(1) 期末手当

支給期	現 行	改正後
6月期	1.20 月分	1.225 月分
12月期	1.20	1.225
合 計	2.40	2.45

(2) 勤勉手当

支給期	現 行	改正後
6月期	1.00 月分	1.025 月分
12月期	1.00	1.025
合 計	2.00	2.05

3 施行期日

規則で定める日(令和5年12月26日)から施行し、令和5年4月1日から適用する

令和5年 給与所得の源泉徴収票について

令和5年分給与所得の源泉徴収票（以後、源泉徴収票）を受領後、事前に配布された「源泉徴収票の見方」を参考に記載事項の確認をしてください。源泉徴収票は昨年末に提出された「年末調整申告書」に基づいて山口県が発行しています。不明な点やお気づきは事務担当者へお知らせください。

扶養控除の誤り等により納付税額に不足があった場合、訂正を行わないままにしておくとは不足税額の追徴と共に延滞税を課せられることとなりますので、必ずご確認をお願いします。

確定申告について

下記のもは年末調整では控除できないので、確定申告が必要です。

- ①ふるさと納税を行った方（ワンストップ特例制度を利用していない方）
- ②住宅ローンを組んだ方（最初の1年目のみ）
- ③医療費控除（通常の医療費控除又はセルフメディケーション税制控除※1）
 - ・通常の医療費控除は医療費の支払いが10万円以上となる方
 - ・セルフメディケーション税制はドラッグストア等で購入した医療品※2（一定の要件をみたす場合）が、年間12,000円以上となる方

※1 通常の医療費控除又はセルフメディケーション税制のどちらかになります。

※2 対象となるかどうかは、医療品パッケージの表示を確認していただくか、レシートにも「★」などの印字があります。詳しい内容は国税庁のHPをご覧ください。

令和5年分の所得税等の確定申告の受付は、令和6年2月16日(金)から同年3月15日(金)までです。



意見交換会

共同実施では市内各校からの意見を集約し、それを基に宇部市教育委員会の各課（学校教育課、学校給食課、教育支援課、教育施設課、教育総務課）と既存事務の改善に向けた意見交換会を行っています。

今年度の意見交換会でこちらから提案した一部を紹介します。

- 金融機関の硬貨取扱い手数料について
 - 教育総務課、教育施設課の様式変更（押印廃止について）
 - 給食数の変更、職員の給食停止の確認
- etc.

年度末の学年・学級会計の準備と事後処理



チェックをしながら
確認をしよう

- 会計を締めるための確認
 - ・請求書、領収書の宛名、日付、金額の確認
 - ・収入承認書、支出命令書の印鑑漏れ等
 - 決算報告書、保護者宛会計報告書(以下、会計報告書)を作成
 - 校内決裁を受ける
 - ・通帳、会計関係綴り（右枠参照）
 - 外部（保護者）監査を受ける
 - ・電話や文書で監査の依頼（印鑑持参のお願い）
- 【監査終了後】**
- 監査報告記載済の会計報告書を印刷し、保護者へ配付、会計簿にも綴る。

「会計関係綴り」に綴るもの

- 徴収金にかかる計画書
- 保護者宛文書
 - ・4月配布教材費のお知らせ、年度末精算書、途中転出があった場合の精算書等
- 出納簿
- 収入承認書・支出命令書
 - ・納品書、請求書、領収書含む
- 中間・決算報告書

来年度の教材費（学年・学級会計）の参考にしてみませんか？

就学援助の学用品費・通学用品費を参考に教材費（学年・学級会計）の計画を立ててみませんか？
下表金額を意識することで保護者の経費負担軽減、学校長送りの家庭へ学用品費の集金が発生しない等のメリットがあります。

令和6年度 学用品費・通学用品費

	小1	小2～小6	中1	中2・3
年間	13,230 円	15,500 円	25,040 円	27,310 円

就学援助制度とは？

経済的な理由で、給食費の支払いや学用品費等の購入が困難な、小・中学校に就学する児童生徒の保護者に対して、その費用の一部を助成する制度です。

